

執行機関	法定事務等庁内連携対象事務	法定事務等庁内連携対象情報	
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）	<p>(1) 児童福祉法第19条の2第1項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、小児慢性特定疾病児童の保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。以下この項において同じ。）又は医療費支給認定基準世帯員に係る次に掲げる情報 ア 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）による保険給付の資格者等に関する情報 イ 生活保護関係情報 ウ 外国人生活保護実施関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付関係情報 オ 市町村民税情報</p>
		<p>(2) 児童福祉法第19条の3第3項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、小児慢性特定疾病児童の保護者又は医療費支給認定基準世帯員に係る外国人生活保護実施関係情報</p>
		<p>(3) 児童福祉法第19条の5第2項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務</p>	<p>当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る外国人生活保護実施関係情報</p>
		<p>(4) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第7条の9第3項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該届出に係る小児慢性特定疾病児童等、小児慢性特定疾病児童の保護者（児童福祉法第19条の3第7項の医療費支給認定保護者である場合に限る。）又は医療費支給認定基準世帯員に係る次に掲げる情報 ア 医療保険各法又は高齢者医療確保法による保険給付の資格者等に関する情報 イ 生活保護実施関係情報 ウ 外国人生活保護実施関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 オ 市町村民税情報</p>
		<p>(5) 児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費又は同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該申請に係る障害児又はその保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 療育手帳情報 イ 外国人生活保護実施関係情報</p>
		<p>(6) 児童福祉法第21条の5の6第1項の通所給付決定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	<p>当該支給に係る障害児又はその保護者に係る次に掲げる情報 ア 生活保護実施関係情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 エ 市町村民税情報</p>
		<p>(7) 児童福祉法第21条の5の8第2項の通所給付決定の変更に関する事務</p>	<p>当該変更に係る障害児に係る次に掲げる情報 療育手帳情報</p>

<p>(8) 児童福祉法第21条の5の9第1項の通所給付決定の取消しに関する事務</p>	<p>当該決定に係る障害児に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 自立支援給付関係情報 エ 療育手帳情報 オ 指定難病要支援者証明情報</p>
<p>(9) 児童福祉法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該支給に係る障害児又はその保護者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 自立支援給付関係情報 エ 療育手帳情報 オ 指定難病要支援者証明情報 カ 生活保護実施関係情報 キ 外国人生活保護実施関係情報 ク 中国残留邦人等支援関係情報 ケ 市町村民税情報</p>
<p>(10) 児童福祉法第21条の5の29の肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務</p>	<p>当該支給に係る障害児又はその保護者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 自立支援給付関係情報 エ 療育手帳情報 オ 指定難病要支援者証明情報 カ 生活保護実施関係情報 キ 外国人生活保護実施関係情報 ク 中国残留邦人等支援関係情報 ケ 市町村民税情報</p>
<p>(11) 児童福祉法第21条の5の31の肢体不自由児通所医療費の支給の調整に関する事務</p>	<p>当該調整に係る肢体不自由児通所医療を受けた障害児又はその保護者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 自立支援給付関係情報 エ 療育手帳情報 オ 指定難病要支援者証明情報 カ 生活保護実施関係情報 キ 外国人生活保護実施関係情報 ク 中国残留邦人等支援関係情報 ケ 市町村民税情報</p>
<p>(12) 児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスの提供に関する事務</p>	<p>当該障害福祉サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 療育手帳情報 イ 指定難病要支援者証明情報 ウ 外国人生活保護実施関係情報</p>

		(13) 児童福祉法第24条の26第1項の障害児相談支援給付費の支給に関する事務	当該支給に係る障害児又はその保護者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 自立支援給付関係情報 エ 療育手帳情報 オ 指定難病要支援者証明情報
		(14) 児童福祉法第24条の27第1項の特例障害児相談支援給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請に係る障害児に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 自立支援給付関係情報 エ 療育手帳情報 オ 指定難病要支援者証明情報
		(15) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第18条の6第7項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	当該届出に係る障害児又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
		(16) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務（同法第50条第6号及び第6号の2並びに第51条第3号に係る部分に限る。）	児童福祉法第22条第2項に規定する助産の実施に係る妊産婦（同法第5条に規定する妊産婦をいう。）又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）に係る次に掲げる情報 ア 外国人生活保護実施関係情報 イ 出産育児一時金支給関係情報
		(17) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務（同法第50条第6号及び第6号の2並びに第51条第3号に係る部分に限る。）	児童福祉法第23条第2項に規定する母子保護の実施に係る児童（同法第4条第1項に規定する児童をいう。）又はその扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
2	市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）	
		(1) 身体障害者福祉法第18条第1項の障害福祉サービスの提供に関する事務	当該障害福祉サービスが提供される身体障害者に係る次に掲げる情報 ア 療育手帳情報 イ 指定難病要支援者証明情報
		(2) 身体障害者福祉法第18条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務	当該措置に係る身体障害者に係る次に掲げる情報 ア 療育手帳情報 イ 指定難病要支援者証明情報
		(3) 身体障害者福祉法第38条第1項の費用の徴収に関する事務	当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

3	市長	生活保護法 (昭和25 年法律第1 44号)	(1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務	生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（以下この項において「要保護者等」という。）に係る固定資産税等情報
			(2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務	要保護者等に係る固定資産税等情報
			(3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務	要保護者等に係る固定資産税等情報
			(4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務	要保護者等に係る固定資産税等情報
			(5) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務	要保護者等に係る固定資産税等情報
			(6) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務	要保護者等に係る固定資産税等情報
4	市長	地方税法 (昭和25 年法律第2 26号)	(1) 地方税法第24条第1項第1号に掲げる者に対する道府県民税又は同法第294条第1項第1号に掲げる者に対する市町村民税の課税に関する事務	納税義務者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 生活保護実施関係情報 エ 外国人生活保護実施関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 カ 国民健康保険料情報 キ 高齢者医療保険料情報 ク 介護保険料情報
			(2) 地方税法第24条第1項第2号に掲げる者に対する道府県民税又は同法第294条第1項第2号に掲げる者に対する市町村民税の課税に関する事務	納税義務者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 療育手帳情報 エ 生活保護実施関係情報 オ 外国人生活保護実施関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 キ 国民健康保険料情報 ク 高齢者医療保険料情報 ケ 介護保険料情報

<p>(3) 地方税法第24条第1項第1号に掲げる者に対する道府県民税又は同法第294条第1項第1号に掲げる者に対する市町村民税の課税に関する事務</p>	<p>納税義務者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 生活保護実施関係情報 エ 外国人生活保護実施関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 カ 国民健康保険料情報 キ 高齢者医療保険料情報 ク 介護保険料情報</p>
<p>(4) 地方税法第24条の5第3項及び第295条第3項の均等割の非課税措置、同法第34条第1項第6号及び第3項並びに第314条の2第1項第6号及び第3項の障害者控除、同法第34条第1項第8号及び第314条の2第1項第8号の寡婦控除、同法第34条第1項第8号の2及び第314条の2第1項第8号の2のひとり親控除、同法第34条第1項第10号及び第314条の2第1項第10号の配偶者控除、同法第34条第1項第10号の2及び第314条の2第1項第10号の2の配偶者特別控除、同法第34条第1項第11号及び第4項並びに第314条の2第1項第11号及び第4項の扶養控除、同法第311条の均等割の税率の軽減、同法附則第3条の3第1項、第2項、第4項若しくは第5項の所得割の非課税措置等、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第1項の所得金額調整控除又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第4条第1項第3号の森林環境税の非課税措置の適用に関する事務</p>	<p>納税義務者又は当該納税義務者の配偶者、扶養親族若しくは当該納税義務者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 療育手帳情報 エ 生活保護実施関係情報 オ 外国人生活保護実施関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 キ 国民健康保険料情報 ク 高齢者医療保険料情報 ケ 介護保険料情報</p>
<p>地方税法第34条第1項第6号及び第3項並びに第314条の2第1項第6号及び第3項の障害者控除又は租税特別措置法第41条の3の11第1項の所得金額調整控除の適用に関する事務</p>	<p>納税義務者又は当該納税義務者の同一生計配偶者若しくは扶養親族に係る次に掲げる情報 ア 療育手帳情報 イ 生活保護実施関係情報 ウ 外国人生活保護実施関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 オ 国民健康保険料情報 カ 高齢者医療保険料情報 キ 介護保険料情報</p>

	地方税法第34条第1項第8号及び第314条の2第1項第8号の寡婦控除又は同法第34条第1項第8号の2及び第314条の2第1項第8号の2のひとり親控除の適用に関する事務	納税義務者又は当該納税義務者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 療育手帳情報 エ 生活保護実施関係情報 オ 外国人生活保護実施関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 キ 国民健康保険料情報 ク 高齢者医療保険料情報 ケ 介護保険料情報	
	(5) 地方税法第323条の市町村民税の減免又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条第2号の森林環境税の免除に関する事務	納税義務者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 療育手帳情報 エ 外国人生活保護実施関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報	
	(6) 地方税法第367条の固定資産税の減免に関する事務	納税義務者に係る外国人生活保護実施関係情報	
	(7) 地方税法附則第15条の9第4項の住宅バリアフリー改修に対する固定資産税の減額に関する事務	納税義務者に係る次に掲げる情報 ア 住宅改修費支給実績情報 イ 住宅改修費支給額情報	
	(8) 地方税法第463条の23の種別割の減免に関する事務及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第2条の規定による改正前の地方税法第454条の軽自動車税の減免に関する事務	納税義務者に係る次に掲げる情報 ア 療育手帳情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 エ 国民健康保険料情報 オ 高齢者医療保険料情報 カ 介護保険料情報	
5 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）	(1) 公営住宅法第16条第1項若しくは第4項又は第28条第2項若しくは第4項の家賃の決定に関する事務	当該決定に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報 ア 療育手帳情報 イ 生活保護実施関係情報 ウ 外国人生活保護実施関係情報
	(2) 公営住宅法第16条第5項（同法第28条第3項及び第5項並びに第29条第9項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報 ア 療育手帳情報 イ 外国人生活保護実施関係情報	

<p>(3) 公営住宅法第18条第1項の敷金の徴収に関する事務</p>	<p>当該徴収に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 療育手帳情報 エ 生活保護実施関係情報 オ 外国人生活保護実施関係情報 カ 市町村民税情報</p>
<p>(4) 公営住宅法第19条（同法第28条第3項及び第5項並びに第29条第9項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報 ア 療育手帳情報 イ 外国人生活保護実施関係情報</p>
<p>(5) 公営住宅法第25条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る次に掲げる情報 ア 療育手帳情報 イ 外国人生活保護実施関係情報</p>
<p>(6) 公営住宅法第27条第5項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報 ア 療育手帳情報 イ 外国人生活保護実施関係情報</p>
<p>(7) 公営住宅法第27条第6項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報 ア 療育手帳情報 イ 外国人生活保護実施関係情報</p>
<p>(8) 公営住宅法第29条第1項の明渡し請求に関する事務</p>	<p>当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る療育手帳情報</p>
<p>(9) 公営住宅法第29条第6項の家賃の決定又は同条第7項の金銭の徴収に関する事務</p>	<p>当該決定又は金銭の徴収に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 療育手帳情報 エ 市町村民税情報</p>
<p>(10) 公営住宅法第29条第8項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報 ア 療育手帳情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 市町村民税情報</p>
<p>(11) 公営住宅法第32条第1項の明渡し請求に関する事務</p>	<p>当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報 ア 外国人生活保護実施関係情報 イ 市町村民税情報</p>

		(12) 公営住宅法第34条の収入状況の報告の請求等に関する事務	当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報 ア 生活保護実施関係情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 市町村民税情報	
		(13) 公営住宅法第48条の条例で定める事項に関する事務	当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、公営住宅法第25条第1項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は同法第27条第5項の規定により同居させようとする者に係る次に掲げる情報 ア 外国人生活保護実施関係情報 イ 市町村民税情報	
6	市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）	(1) 国民健康保険法施行規則第2条第1項、第3条、第4条第1項、第11条、第12条又は第13条第1項（第4条第2項及び第11条を除き、これらの規定を同令第20条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務	当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
		(2) 国民健康保険法第77条及び尼崎市国民健康保険条例（昭和34年尼崎市条例第8号）第22条の保険料の減免等に関する事務	当該保険料の減免等に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税情報	
		(3) 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第193号）第29条の1第1号の特別徴収の対象とならない被保険者である世帯主の判定に関する事務	当該事務の判定に係る世帯主又は同一世帯に属する者に係る介護保険料情報	
		(4) 国民健康保険法第82条第1項又は第9項の保健事業の実施に関する事務	当該事業の対象となる者に係る市町村民税情報	
7	市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）	(1) 知的障害者福祉法第15条の4の障害福祉サービスの提供に関する事務	当該障害福祉サービスが提供される知的障害者に係る次に掲げる情報 ア 療育手帳情報 イ 指定難病要支援者証明情報
		(2) 知的障害者福祉法第16条第1第2号の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務	当該措置に係る知的障害者に係る次に掲げる情報 ア 療育手帳情報 イ 指定難病要支援者証明情報	
		(3) 知的障害者福祉法第27条の費用の徴収に関する事務	当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報	

8 市長	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）	(1) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る ア 療育手帳情報 イ 外国人生活保護実施関係情報
		(2) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第19条の家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報 ア 療育手帳情報 イ 外国人生活保護実施関係情報
		(3) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第25条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務	当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る次に掲げる情報 ア 療育手帳情報 イ 外国人生活保護実施関係情報
		(4) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第32条第1項の明渡し請求に関する事務	当該請求に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報 ア 外国人生活保護実施関係情報 イ 市町村民税情報
		(5) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第48条の条例で定める事項に関する事務	入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は改良住宅の入居者と同居しようとする者に係る次に掲げる情報 ア 外国人生活保護実施関係情報 イ 市町村民税情報
		(6) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の公営住宅法（以下この項において「旧公営住宅法」という。）第12条第1項の家賃の決定に関する事務	当該決定に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報 ア 療育手帳情報 イ 生活保護実施関係情報 ウ 外国人生活保護実施関係情報
		(7) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第12条第2項（旧公営住宅法第21条の2第3項において準用する場合を含む。）の家賃又は割増賃料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報 ア 療育手帳情報 イ 外国人生活保護実施関係情報
		(8) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第21条の2第2項の割増賃料の徴収に関する事務	当該徴収に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報 ア 療育手帳情報 イ 外国人生活保護実施関係情報

		(9) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第21条の2第3項において準用する旧公営住宅法第13条の2の割増賃料の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報 ア 療育手帳情報 イ 外国人生活保護実施関係情報
9 市長	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）	(1) 災害対策基本法第49条の10第1項の避難行動要支援者名簿の作成に関する事務	避難行動要支援者に係る療育手帳情報
		(2) 災害対策基本法第49条の14第1項の個別避難計画の作成に関する事務	避難行動要支援者に係る療育手帳情報
10 市長	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）	(1) 児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	当該請求に係る児童（児童扶養手当法第3条第1項に規定する児童をいう。以下この項において同じ。）又はその保護者、当該請求を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者若しくは当該扶養義務者の配偶者に係る次に掲げる情報 ア 生活保護実施関係情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 市町村民税情報
		(2) 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第3条の5の所得状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	当該届出に係る児童又はその保護者、当該請求を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者若しくは当該扶養義務者の配偶者に係る次に掲げる情報 ア 生活保護実施関係情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 市町村民税情報
		(3) 児童扶養手当法第8条第1項の児童扶養手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務	当該請求に係る児童又はその保護者、当該請求を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者若しくは当該扶養義務者の配偶者に係る次に掲げる情報 ア 生活保護実施関係情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 市町村民税情報
		(4) 児童扶養手当法施行規則第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	当該届出に係る児童又はその保護者、当該請求を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者若しくは当該扶養義務者の配偶者に係る次に掲げる情報 ア 生活保護実施関係情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 特別児童扶養手当支給情報 エ 市町村民税情報

		(5) 児童扶養手当法施行規則第3条の2第1項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務	当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者若しくは当該扶養義務者の配偶者に係る市町村民税情報
		(6) 児童扶養手当法施行規則第3条の2第2項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務	当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）に係る市町村民税情報
		(7) 児童扶養手当法施行規則第3条の4第1項から第3項までの一部支給停止の適用除外に関する届出に係る事実についての審査に関する事務	当該届出を行う者に係る特別児童扶養手当支給情報
		(8) 児童扶養手当法施行規則第4条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	当該請求に係る児童又はその保護者、当該請求を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者若しくは当該扶養義務者の配偶者に係る次に掲げる情報 ア 生活保護実施関係情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 市町村民税情報
11 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）	(1) 老人福祉法第10条の4の福祉の措置の実施に関する事務	当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る次に掲げる情報 ア 外国人生活保護実施関係情報 イ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		(2) 老人福祉法第11条の福祉の措置の実施に関する事務	当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る次に掲げる情報 ア 外国人生活保護実施関係情報 イ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		(3) 老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務	老人福祉法第10条の4第1項又は第11条の福祉の措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る次に掲げる情報 ア 外国人生活保護実施関係情報 イ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		(4) 老人福祉法第36条の調査等の求めに関する事務	老人福祉法第10条の4第1項又は第11条の福祉の措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る次に掲げる情報 ア 市町村民税情報 イ 固定資産税等情報
12 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）	(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第1項若しくは第31条の6第1項又は附則第3条第1項の資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る次に掲げる情報 ア 児童扶養手当支給情報 イ 市町村民税情報 ウ 国民健康保険料情報 エ 介護保険料情報

		(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第6条の資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る次に掲げる情報 ア 児童扶養手当支給情報 イ 市町村民税情報 ウ 国民健康保険料情報 エ 介護保険料情報
		(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第15条（同法第31条の6第5項又は第32条第5項において準用する場合を含む。）の貸付金の償還未済額の償還免除の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る次に掲げる情報 ア 児童扶養手当支給情報 イ 市町村民税情報
		(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条第1項、第31条の7第1項又は第33条第1項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る次に掲げる情報 ア 生活保護実施関係情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		(5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第2号又は第3号（これらの規定を同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の算定に係る事実についての審査に関する事務	当該算定に係る者に係る児童扶養手当支給情報
13 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）	(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条（同法第26条の5において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 精神障害者保健福祉手帳情報 イ 療育手帳情報 ウ 市町村民税情報
		(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第37条の資料の提供等の求めに関する事務	受給資格者、受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者若しくは障害児に係る次に掲げる情報 市町村民税情報
		(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和60年法律第34号第7条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条第1項の届出に係る事実についての審査に関する事務	当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 療育手帳情報 エ 市町村民税情報

		(4) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第5条（同令第13条及び第16条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務	当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税情報
14 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）	(1) 母子保健法第17条の2第1項の産後ケア事業の実施に関する事務	当該事業の実施に係る出産後1年を経過しない女子及び乳児に係る市町村民税情報
		(2) 母子保健法第21条の4第1項の費用の徴収に関する事務	当該徴収に係る母子保健法第20条の措置に係る未熟児又は当該未熟児の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
15 市長	児童手当法（昭和46年法律第73号）	(1) 児童手当法第7条第1項（児童手当法による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第12条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）附則第2条第4項において準用する場合を含む。）又は第2項の児童手当又は旧児童手当法附則第2条第1項の給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	当該請求に係る一般受給資格者（児童手当法第7条第1項の一般受給資格者をいう。）又は施設等受給資格者（同条第2項の施設等受給資格者をいう。）に係る市町村民税情報
16 市長	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）	(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第1項の災害弔慰金の支給に関する事務	当該支給を受ける者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神保健福祉手帳情報 ウ 介護保険給付情報 エ 市町村民税情報
		(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律第8条第1項の災害障害見舞金の支給に関する事務	当該支給を受ける者に係る市町村民税情報
		(3) 災害弔慰金の支給等に関する法律第14条第1項の災害援護資金の償還未済額の償還免除の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該災害援護資金の貸付けを受けた者又は当該者の保証人に係る市町村民税情報
17 市長	高齢者医療確保法	(1) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条第2号に規定する事務（被保険者資格の取得、喪失、異動等の届出の受付）	当該事務の対象者又は対象者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 生活保護実施関係情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

		(2) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第2条第8号に規定する事務（保険料の徴収猶予及び減免の申請の受付	当該事務の対象者又は対象者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税情報
		(3) 高齢者医療確保法第104条第1項の規定による保険料の徴収に関する事務	当該保険料を課せられる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 介護保険料情報 イ 市町村民税情報
18 市長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）	(1) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第28条の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務	当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る療育手帳情報
19 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）	(1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する事務	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項及び第3項の支援給付、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下この項において「要支援者等」という。）に係る固定資産税関係情報
		(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務	要支援者等に係る固定資産税関係情報

		(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務	要支援者等に係る固定資産税関係情報
		(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第26条の停止又は廃止に関する事務	要支援者等に係る固定資産税関係情報
20 市長	介護保険法 (平成9年 法律第123号)	(1) 介護保険法第49条の2又は第59条の2の負担割合の判定に関する事務	当該判定に係る第1号被保険者（介護保険法第9条第1号の第1号被保険者をいう。）に係る外国人生活保護実施関係情報
		(2) 介護保険法第51条第1項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
		(3) 介護保険法第51条の2第1項の高額医療合算介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者又は同一の世帯に属する者に係る医療保険給付関係情報
		(4) 介護保険法第51条の3第1項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
		(5) 介護保険法第61条第1項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
		(6) 介護保険法第61条の2第1項の高額医療合算介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る医療保険給付関係情報

(7) 介護保険法第61条の3第1項の特定入所者介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
(8) 介護保険法第66条第1項又は第2項の保険料滞納者に係る支払方法の変更を行う際の特別な事情の確認に関する事務	当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護実施関係情報
(9) 介護保険法第66条第3項の保険料滞納者に係る支払方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情の確認に関する事務	当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護実施関係情報
(10) 介護保険法第67条第1項又は第2項の保険給付の支払の一時差止めを行う際の特別な事情の確認に関する事務	当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護実施関係情報
(11) 介護保険法第68条第1項の第2号被保険者の保険給付の一時差止めを行う際の特別な事情の確認に関する事務	当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護実施関係情報
(12) 介護保険法第68条第2項の第2号被保険者の保険給付の一時差止めの記載の削除を行う場合の特別な事情の確認に関する事務	当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護実施関係情報
(13) 介護保険法第69条第1項の給付額減額等の記載を行う場合の特別な事情の確認に関する事務	当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護実施関係情報
(14) 介護保険法第69条第2項の給付額減額等の記載の消除を行う場合の特別な事情の確認に関する事務	当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護実施関係情報
(15) 介護保険法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合の判定に関する事務	当該判定に係る居宅要支援被保険者等（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下この項において同じ。）に係る外国人生活保護実施関係情報
(16) 介護保険法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業に係る高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請に係る居宅要支援被保険者等に係る医療保険給付関係情報

		(17) 介護保険法第115条の45の地域支援事業として行う尼崎市シルバーハウジング生活援助員派遣事業実施要綱に基づく尼崎市シルバーハウジング生活援助員派遣事業、尼崎市家族介護用品支給事業実施要綱に基づく尼崎市家族介護用品支給事業、尼崎市認知症高齢者等GPS利用支援サービス事業実施要綱に基づく尼崎市認知症高齢者等GPS利用支援サービス事業、尼崎市家族介護慰労事業実施要綱に基づく尼崎市家族介護慰労事業の実施の要件に該当するかどうかの確認に関する事務	当該確認に係る被保険者（介護保険法第9条に規定する被保険者をいう。以下この項において同じ。）、要介護被保険者（同法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。）を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 生活保護実施関係情報 エ 外国人生活保護実施関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 カ 市町村民税情報
		(18) 介護保険法第115条の45第10項及び第115条の47第9項の利用料の請求に係る事務	当該請求に係る利用者に係る外国人生活保護実施関係情報
		(19) 介護保険法第129条第2項の保険料の賦課に関する事務	当該保険料を課せられる被保険者に係る外国人生活保護実施関係情報
		(20) 介護保険法第142条の保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
		(21) 介護保険法第203条第1項の資料の提供等の求めに関する事務	被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 生活保護実施関係情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 エ 市町村民税情報
		(22) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第32条の被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務	当該届出を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
21 市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第1項、第44条の3の2第1項又は第50条の3第1項の費用負担の申請に係る事実についての審査に関する事務 (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第42条第1項、第44条の3の3第1項又は第50条の4第1項の療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る次に掲げる情報 ア 生活保護実施関係情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る次に掲げる情報 ア 生活保護実施関係情報 イ 外国人生活保護実施関係情報

22 市長	健康増進法 (平成14 年法律第1 03号)	(1) 健康増進法第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務	当該健康増進事業の実施に係る者に係る次に掲げる情報 ア 生活保護実施関係情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 エ 市町村民税情報
23 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)	(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者との世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者との世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 療育手帳情報 イ 外国人生活保護実施関係情報
		(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第12条の資料の提供等の求めに関する事務	障害者若しくは障害児(以下この項において「障害者等」という。)、障害児の保護者、障害者等の配偶者又は障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者に係る市町村民税情報
		(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第2項の支給決定の変更に関する事務	当該変更に係る障害者等に係る療育手帳情報
		(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第28条第2項の訓練等給付費の支給(就労継続支援B型に係るものに限る。)の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う障害者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 療育手帳情報 エ 指定難病要支援者証明情報 オ 自立支援給付関係情報 カ 生活保護実施関係情報 キ 外国人生活保護実施関係情報 ク 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 ケ 市町村民税関係情報
		(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条第1項の特定障害者特別給付費又は同法第35条第1項の特例特定障害者特別給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う障害者に係る次に掲げる情報 ア 生活保護実施関係情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 エ 医療保険給付情報 オ 市町村民税情報
		(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務	当該変更に係る障害者に係る療育手帳情報

<p>(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該申請を行う障害者等又は当該申請に係る支給認定基準世帯員に係る次に掲げる情報 ア 療育手帳情報 イ 指定難病要支援者証明情報 ウ 外国人生活保護実施関係情報 エ 医療保険給付資格情報</p>
<p>(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務</p>	<p>当該変更に係る障害者等又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第29条第1項の支給認定基準世帯員（以下この項において「支給認定基準世帯員」という。）に係る次に掲げる情報 ア 外国人生活保護実施関係情報 イ 医療保険給付資格情報</p>
<p>(9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第25条第1項の支給決定の取消し、同法第51条の10第1項の地域相談支援給付決定の取消し又は同法第57条第1項の支給認定の取消しに関する事務</p>	<p>当該取消しに係る障害者等又は支給認定基準世帯員に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 療育手帳情報 エ 指定難病要支援者証明情報 オ 自立支援給付支給情報 カ 医療保険給付関係情報 キ 介護保険給付情報 ク 市町村民税情報</p>
<p>(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第70条の療養介護医療費又は同法第71条の基準該当療養介護医療費の支給に関する事務</p>	<p>当該申請を行う障害者又は当該障害者同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 生活保護実施関係情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 エ 医療保険給付関係情報 オ 介護保険給付情報 カ 市町村民税情報</p>
<p>(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2第1項の高額障害福祉サービス等給付費（同法施行令第43条の5第6項に規定する場合に支給するものに限る。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該申請を行う障害者又は当該障害者同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p>

		<p>(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条又は第78条の地域生活支援事業として行う尼崎市身体障害者用自動車改造費助成金交付要綱に基づく尼崎市身体障害者用自動車改造費助成金交付事業、尼崎市障害者（児）等日常生活用具給付等事業実施要綱に基づく尼崎市障害者（児）等日常生活用具給付等事業、尼崎市在宅重度身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱に基づく尼崎市在宅重度身体障害者訪問入浴サービス事業、尼崎市障害者日中一時支援事業実施要綱に基づく尼崎市障害者日中一時支援事業、尼崎市障害者移動支援事業実施要綱に基づく尼崎市障害者移動支援事業の実施に関する事務</p>	<p>当該申請を行う障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳交付情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 自立支援給付支給情報 エ 療育手帳情報 オ 指定難病要支援者証明情報 カ 生活保護実施関係情報 キ 外国人生活保護実施関係情報 ク 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 ケ 介護保険給付情報 コ 市町村民税情報</p>
		<p>(13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第15条の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該届出を行う障害者等と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 外国人生活保護実施関係情報 イ 医療保険給付情報</p>
		<p>(14) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条第1項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該届出を行う障害者等又は当該届出に係る支給認定基準世帯員に係る次に掲げる情報 療育手帳情報 ア 自立支援給付関係情報 イ 指定難病要支援者証明情報 ウ 外国人生活保護実施関係情報 エ 医療保険給付情報</p>
<p>24 市長</p>	<p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）</p>	<p>(1) 子ども・子育て支援法第20条第1項の教育・保育給付認定に関する事務</p>	<p>当該教育・保育給付認定に係る子ども・子育て支援法第19条各号に掲げる小学校就学前子ども（以下この項において「教育・保育給付認定子ども」という。）又は当該教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p>
		<p>(2) 子ども・子育て支援法第22条の届出に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p>
		<p>(3) 子ども・子育て支援法第23条第1項の教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務</p>	<p>当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p>

<p>(4) 子ども・子育て支援法第23条第4項の職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務</p>	<p>当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p>
<p>(5) 子ども・子育て支援法第24条第1項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務</p>	<p>当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p>
<p>(6) 子ども・子育て支援法第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項又は30条第1項の子どものための教育・保育給付の支給に関する事務</p>	<p>当該支給を受ける教育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法第20条第4項の教育・保育給付認定保護者をいう。）に係る市町村民税情報</p>
<p>(7) 子ども・子育て支援法第30条の5第1項の施設等利用給付認定に関する事務</p>	<p>当該施設等利用給付認定に係る子ども・子育て支援法第30条の4各号に掲げる小学校就学前子ども（以下この項において「施設等利用給付認定子ども」という。）又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 療育手帳情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 児童扶養手当支給情報 エ 特別児童扶養手当支給情報</p>
<p>(8) 子ども・子育て支援法第30条の5第7項の規定により教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に関する事務</p>	<p>当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 療育手帳情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 児童扶養手当支給情報 エ 特別児童扶養手当支給情報</p>
<p>(9) 子ども・子育て支援法第30条の7の届出に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 療育手帳情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 児童扶養手当支給情報 エ 特別児童扶養手当支給情報</p>
<p>(10) 子ども・子育て支援法第30条の8第1項の施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務</p>	<p>当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 療育手帳情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 児童扶養手当支給情報 エ 特別児童扶養手当支給情報</p>

<p>(11) 子ども・子育て支援法第30条の8第4項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務</p>	<p>当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 療育手帳情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 児童扶養手当支給情報 エ 特別児童扶養手当支給情報</p>
<p>(12) 子ども・子育て支援法第30条の9第1項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務</p>	<p>当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 療育手帳情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 児童扶養手当支給情報 エ 特別児童扶養手当支給情報</p>
<p>(13) 子ども・子育て支援法第30条の11第1項の子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務</p>	<p>当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る市町村民税情報</p>
<p>(14) 子ども・子育て支援法第59条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務</p>	<p>当該事業を利用する者又は児童に係る保育料階層情報</p>
<p>(15) 子ども・子育て支援法第59条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務（同条第3号ロ及び第4号に掲げるものに限る。）</p>	<p>当該事業を利用する者又は児童に係る保育料階層情報</p>
<p>(16) 子ども・子育て支援法第59条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務（同条第5号に掲げるものに限る。）</p>	<p>当該事業を利用する者又は児童に係る次に掲げる情報 ア 児童扶養手当支給情報 イ 市町村民税情報</p>
<p>(17) 子ども・子育て支援法第59条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務（同条第6号に掲げるものに限る。）</p>	<p>当該事業を利用する者又は児童に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者手帳情報 ウ 療育手帳情報 エ 生活保護実施関係情報 オ 外国人生活保護実施関係情報 カ 市町村民税情報</p>
<p>(18) 子ども・子育て支援法第59条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務（同条第11号に掲げるものに限る。）</p>	<p>当該事業を利用する者又は児童に係る次に掲げる情報 ア 保育料階層情報 イ 市町村民税情報</p>

<p>25 市長</p> <p>「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。「以下「昭和29年社発第382号通知」という。）（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年デジタル庁・総務省令第8号）の表の1の項に係るものに限る。）</p>	<p>(1) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務</p> <p>(2) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(3) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務</p> <p>(4) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務</p>	<p>生活に困窮する外国人であって生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者に準ずる者（以下この項において「要保護者等に準ずる者」という。）に係る次に掲げる情報</p> <p>ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 介護保険給付情報 エ 児童扶養手当支給情報 オ 障害児福祉手当支給情報、特別障害者手当支給情報又は福祉手当支給情報 カ 特別障害給付金関係情報 キ 市町村民税情報 ク 固定資産税等情報</p> <p>要保護者等に準ずる者に係る次に掲げる情報</p> <p>ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 介護保険給付情報 エ 児童扶養手当支給情報 オ 障害児福祉手当支給情報、特別障害者手当支給情報又は福祉手当支給情報 カ 特別障害給付金関係情報 キ 市町村民税情報 ク 固定資産税等情報</p> <p>要保護者等に準ずる者に係る次に掲げる情報</p> <p>ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 介護保険給付情報 エ 児童扶養手当支給情報 オ 障害児福祉手当支給情報、特別障害者手当支給情報又は福祉手当支給情報 カ 特別障害給付金関係情報 キ 市町村民税情報 ク 固定資産税等情報</p> <p>要保護者等に準ずる者に係る次に掲げる情報</p> <p>ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 介護保険給付情報 エ 児童扶養手当支給情報 オ 障害児福祉手当支給情報、特別障害者手当支給情報又は福祉手当支給情報 カ 特別障害給付金関係情報 キ 市町村民税情報 ク 固定資産税等情報</p>
---	---	--

		<p>(5) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務</p>	<p>要保護者等に準ずる者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 介護保険給付情報 エ 児童扶養手当支給情報 オ 障害児福祉手当支給情報、特別障害者手当支給情報又は福祉手当支給情報 カ 特別障害給付金関係情報 キ 市町村民税情報 ク 固定資産税等情報</p>
		<p>(6) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務</p>	<p>要保護者等に準ずる者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 介護保険給付情報 エ 児童扶養手当支給情報 オ 障害児福祉手当支給情報、特別障害者手当支給情報又は福祉手当支給情報 カ 特別障害給付金関係情報 キ 市町村民税情報 ク 固定資産税等情報</p>
<p>26 市長</p>	<p>「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」（平成26年3月31日付け健肝発0331第1号厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室長通知）のウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領（以下この項において「ウイルス性肝炎要領」という。）</p>	<p>(1) ウイルス性肝炎要領に規定する初回精密検査費用又は定期検査費用の算定に関する事務</p>	<p>当該算定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税情報</p>
		<p>(2) ウイルス性肝炎要領に規定する定期検査費用の請求に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税情報</p>

27 市長	<p>「感染症対策特別促進事業について」（平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知）の肝炎治療特別促進事業実施要綱（以下この項において「肝炎治療要綱」という。）</p>	<p>(1) 肝炎治療要綱に規定する肝炎治療特別促進事業に必要な費用に相当する金額の算定に関する事務</p> <p>(2) 「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて」（平成20年3月31日付け健疾発第0331003号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）に規定する医療給付の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該算定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税情報</p> <p>当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税情報</p>
28 市長	<p>「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱（以下この項において「要綱」という。）</p>	<p>(1) 要綱に規定する肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に必要な費用に相当する金額又は「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」（平成30年7月12日付け健肝発0712第1号厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通知）に規定する対象患者への助成額の算定に関する事務</p>	<p>当該算定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税情報</p>

<p>29 市長</p> <p>「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。「以下「昭和29年社発第382号通知」という。）） （条例別表第1項に係るものに限る。）</p>	<p>(1) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務</p> <p>(2) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(3) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務</p> <p>(4) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務</p>	<p>生活に困窮する外国人であって生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者に準ずる者（以下この項において「要保護者等に準ずる者」という。）に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 介護保険給付情報 エ 児童扶養手当支給情報 オ 障害児福祉手当支給情報、特別障害者手当支給情報又は福祉手当支給情報 カ 特別障害給付金関係情報 キ 市町村民税情報 ク 固定資産税等情報</p> <p>要保護者等に準ずる者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 介護保険給付情報 エ 児童扶養手当支給情報 オ 障害児福祉手当支給情報、特別障害者手当支給情報又は福祉手当支給情報 カ 特別障害給付金関係情報 キ 市町村民税情報 ク 固定資産税等情報</p> <p>要保護者等に準ずる者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 介護保険給付情報 エ 児童扶養手当支給情報 オ 障害児福祉手当支給情報、特別障害者手当支給情報又は福祉手当支給情報 カ 特別障害給付金関係情報 キ 市町村民税情報 ク 固定資産税等情報</p> <p>要保護者等に準ずる者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 介護保険給付情報 エ 児童扶養手当支給情報 オ 障害児福祉手当支給情報、特別障害者手当支給情報又は福祉手当支給情報 カ 特別障害給付金関係情報 キ 市町村民税情報 ク 固定資産税等情報</p>
--	---	--

		(5) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務	要保護者等に準ずる者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 介護保険給付情報 エ 児童扶養手当支給情報 オ 障害児福祉手当支給情報、特別障害者手当支給情報又は福祉手当支給情報 カ 特別障害給付金関係情報 キ 市町村民税情報 ク 固定資産税等情報
		(6) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務	要保護者等に準ずる者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 介護保険給付情報 エ 児童扶養手当支給情報 オ 障害児福祉手当支給情報、特別障害者手当支給情報又は福祉手当支給情報 カ 特別障害給付金関係情報 キ 市町村民税情報 ク 固定資産税等情報
30 市長	尼崎市コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年尼崎市条例第31号）、尼崎市再開発住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年尼崎市条例第32号）、尼崎市従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例（平成10年尼崎市条例第28号）、尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成7年尼崎市条例第4	(1) 公営住宅法第16条第1項若しくは第28条第2項の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務に準ずる事務	当該申告をした入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 療育手帳情報 エ 生活保護実施関係情報 オ 外国人生活保護実施関係情報 カ 市町村民税情報
		(2) 公営住宅法第16条第4項若しくは第28条第4項の収入の把握に関する事務に準ずる事務	当該入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 療育手帳情報 エ 生活保護実施関係情報 オ 外国人生活保護実施関係情報 カ 市町村民税情報
		(3) 公営住宅法第16条第5項（同法第28条第3項及び第5項並びに第29条第9項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭若しくは同法第18条第2項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務に準ずる事務	当該申請をした入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 療育手帳情報 エ 生活保護実施関係情報 オ 外国人生活保護実施関係情報 カ 市町村民税情報

<p>7号) 及び 尼崎市立尼 崎稲葉荘住 宅の設置及 び管理に関 する条例 (平成29 年尼崎市条 例第19 号)</p>	<p>(4) 公営住宅法第18条第1項の敷金の徴収に関する事務に準ずる事務</p>	<p>当該徴収に係る入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 療育手帳情報 エ 生活保護実施関係情報 オ 外国人生活保護実施関係情報 カ 市町村民税情報</p>
<p>(5) 公営住宅法第19条(同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務に準ずる事務</p>	<p>当該申請に係る入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 療育手帳情報 エ 生活保護実施関係情報 オ 外国人生活保護実施関係情報 カ 市町村民税情報</p>	
<p>(6) 公営住宅法第25条第1項の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務に準ずる事務</p>	<p>当該申込をした者又はその者と同居しようとする者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 療育手帳情報 エ 生活保護実施関係情報 オ 外国人生活保護実施関係情報 カ 市町村民税情報</p>	
<p>(7) 公営住宅法第27条第5項若しくは第6項の事業主体の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務に準ずる事務</p>	<p>当該申込をした入居者、同居者又はその者と同居しようとする者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 療育手帳情報 エ 生活保護実施関係情報 オ 外国人生活保護実施関係情報 カ 市町村民税情報</p>	
<p>(8) 公営住宅法第29条第1項又は第32条第1項の明渡しの請求に関する事務に準ずる事務に準ずる事務</p>	<p>当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 療育手帳情報 エ 市町村民税情報</p>	
<p>(9) 公営住宅法第29条第6項の家賃の決定又は同条第7項の金銭の徴収に関する事務に準ずる事務</p>	<p>当該決定又は金銭の徴収に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 療育手帳情報 エ 市町村民税情報</p>	

		(10) 公営住宅法第29条第8項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務に準ずる事務	当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 療育手帳情報 エ 生活保護実施関係情報 オ 外国人生活保護実施関係情報 カ 市町村民税情報
		(11) 公営住宅法第30条第1項のあっせん等に関する事務に準ずる事務	当該公営住宅の入居者又はその同居者に係る市町村民税情報
		(12) 公営住宅法第34条の収入状況の報告の請求等に関する事務に準ずる事務	当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報 ア 生活保護実施関係情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 市町村民税情報
		(13) 公営住宅法第48条の条例で定める事項に関する事務に準ずる事務	市町村当該事項に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる ア 生活保護実施関係情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 市町村民税情報
31 市長	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年尼崎市条例第27号。以下この項において「福祉医療費助成条例」という。）	(1) 福祉医療費助成条例第5条の規定による受給資格（福祉医療費助成条例第4条に規定する受給資格をいう。）の認定に関する事務	医療費助成を受けようとする者又は当該者と同じの世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 生活保護実施関係情報 エ 外国人生活保護実施関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 カ 児童扶養手当給付情報 キ 国民健康保険給付情報 ク 後期高齢者医療給付情報 ケ 市町村民税情報
		(2) 福祉医療費助成条例第8条の規定による届出に関する事務	医療費助成を受けようとする者又は当該者と同じの世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 生活保護実施関係情報 エ 外国人生活保護実施関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 カ 児童扶養手当給付情報 キ 国民健康保険給付情報 ク 後期高齢者医療給付情報 ケ 市町村民税情報

		(3) 福祉医療費助成条例の規定による医療費の助成の額の算定に関する事務	療養の給付等（福祉医療費助成条例第2条第9号に規定する療養の給付等をいう。）を受けた者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 生活保護実施関係情報 エ 外国人生活保護実施関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 カ 児童扶養手当給付情報 キ 国民健康保険給付情報 ク 後期高齢者医療給付情報 ケ 市町村民税情報
32 市長	尼崎市在宅高齢者等あんしん通報システム事業実施要綱	尼崎市在宅高齢者等あんしん通報システム事業実施要綱に基づく尼崎市在宅高齢者あんしん通報システム事業（以下この項において「当該事業」という。）の利用者の決定に関する事務	当該決定に係る者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 療育手帳情報
		当該事業の利用者に係る利用者負担額の算定に関する事務	当該利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 生活保護実施関係情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 エ 市町村民税情報
33 市長	尼崎市高齢者日常生活用具給付事業要綱	尼崎市高齢者日常生活用具給付事業要綱に基づく尼崎市高齢者日常生活用具給付事業（以下この項において「当該事業」という。）の利用者の決定に関する事務	当該決定に係る者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 療育手帳情報
		当該事業の利用者に係る利用者負担額の算定に関する事務	当該利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 生活保護実施関係情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 エ 市町村民税情報
34 市長	尼崎市住宅改造費助成事業実施要綱	尼崎市住宅改造費助成事業実施要綱に基づく尼崎市住宅改造費助成事業（以下この項において「当該事業」という。）の利用者の決定に関する事務	当該利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 療育手帳情報
		当該事業の利用者に係る利用者負担額の算定に関する事務	当該利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 生活保護実施関係情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 エ 市町村民税情報

35 市長	尼崎市社会福祉法人等利用者負担軽減実施要綱	尼崎市社会福祉法人等利用者負担軽減実施要綱に基づく尼崎市社会福祉法人等利用者負担額軽減事業（以下この項において「当該事業」という。）の利用者の決定に関する事務	当該利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 生活保護実施関係情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 エ 市町村民税情報
		当該事業の利用者に係る利用者負担額の算定に関する事務	当該利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 生活保護実施関係情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 エ 市町村民税情報
36 市長	身体障害者手帳交付に伴う診断料特例給付事業実施要綱	身体障害者手帳交付に伴う診断料特例給付事業の利用者の決定に関する事務	当該決定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 生活保護実施関係情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 エ 市町村民税情報
37 市長	尼崎市重度心身障害者(児)介護手当支給要綱	尼崎市重度心身障害者(児)介護手当支給事業の利用者の決定に関する事務	当該決定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 療育手帳情報 エ 介護保険給付情報 オ 市町村民税情報
38 市長	尼崎市軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱	尼崎市軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業の利用者の決定に関する事務	当該決定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者手帳情報
39 市長	兵庫県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年兵庫県条例第18号。以下この項において「県条例」という。）	兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年兵庫県規則第17号。以下この項において「県規則」という。）第3条第1項の規定により兵庫県知事に提出される書類に記載された事項に係る事実の確認に関する事務	県条例第5条第1項の規定により加入の申込みを行う者が扶養する心身障害者（県条例第2条第1項に規定する心身障害者をいう。）に係る次に掲げる情報 ア 身体障害者手帳情報 イ 精神障害者保健福祉手帳情報 ウ 療育手帳情報
		県規則第5条第2項の規定により兵庫県知事に提出される書類に記載された事項に係る事実の確認に関する事務	県条例第7条の規定による掛金の免除を受けようとする者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報 ア 生活保護実施関係情報 イ 外国人生活保護実施関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 エ 県民税に関する情報

備考 この表において、次の各項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるとおりとする。

1 小児慢性特定疾病児童等 児童福祉法第6条の2第2項の小児慢性特定疾病児童等をいう。

2 医療費支給認定基準世帯員 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第22条第1項第2号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。

3 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律152号）をいう。

4 生活保護関係情報 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報をいう。

5 外国人生活保護実施関係情報 生活保護法の規定の例により生活に困窮する外国人に対して行う保護の実施、保護の開始若しくは変更又は保護の停止若しくは廃止に関する情報をいう。

6 中国残留邦人等支援給付関係情報 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の支給に関する情報をいう。

7 市町村民税情報 地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、個人に係るものに限る。）に関する情報をいう。

8 障害児 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

9 療育手帳情報 療育手帳（児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）に関する情報をいう。

10 身体障害者手帳情報 身体障害者福祉法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報をいう。

11 精神障害者保健福祉手帳情報 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報をいう。

12 自立支援給付関係情報 障害者総合支援法第6条に規定する自立支援給付の支給に関する情報をいう。

13 指定難病要支援者証明情報 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）法律第28条第2項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報をいう。

14 療育手帳情報 知的障害者の福祉の増進に資するために都道府県知事、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長又は同法第252条の22第1項に規定する中核市の長が交付する手帳の交付及びその障害の程度に関する情報をいう。

15	出産育児一時金支給情報	国民健康保険法第58条第1項の出産育児一時金の支給に関する情報をいう。
16	固定資産税等情報	地方税法の規定による固定資産税及び都市計画税に関する情報をいう。
17	国民健康保険料情報	国民健康保険法第76条第1項の規定による保険料の徴収に関する情報をいう。
18	高齢者医療保険料情報	高齢者医療確保法第104条第1項の規定による保険料の徴収に関する情報をいう。
19	介護保険料情報	介護保険法第129条第1項の規定による保険料の徴収に関する情報をいう。
20	住宅改修費支給実績情報	介護保険法第45条第1項の規定による居宅介護住宅改修費の支給実績及び尼崎市住宅改造費助成事業実施要綱に基づく尼崎市住宅改造費助成事業の住宅改修費支給実績に関する情報をいう。
21	住宅改修費支給額情報	介護保険法第45条第1項の規定による居宅介護住宅改修費の支給額及び尼崎市住宅改造費助成事業実施要綱に基づく尼崎市住宅改造費助成事業の住宅改修費支給額に関する情報をいう。
22	特別児童扶養手当支給情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第34号）第3条第1項の規定による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。
23	児童扶養手当支給情報	児童扶養手当法第4条第1項の規定による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。
24	介護保険給付情報	介護保険法第18条第1号に規定する介護給付、同条第2号に規定する予防給付、同条第3号に規定する市町村特別給付又は同法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費の支給に関する情報をいう。
25	医療保険給付関係情報	医療保険各法又は高齢者医療確保法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報をいう。
26	保育料階層情報	尼崎市子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額等に関する規則（平成27年尼崎市規則第33号）別表左欄に掲げる教育・保育給付認定保護者の階層に関する情報をいう。
27	障害児福祉手当支給情報	特別児童扶養手当法第17条の規定による障害児福祉手当の支給に関する情報をいう。
28	特別障害者手当支給情報	特別児童扶養手当法第26条の2の規定による特別障害者手当の支給に関する情報をいう。
29	福祉手当支給情報	昭和60年法律第34号附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する情報をいう。
30	特別障害給付金関係情報	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第百166号）による特別障害給付金の支給に関する情報をいう。

3 1 後期高齢者医療給付情報 高齢者医療確保法の規定による保険給付の支給に関する情報をいう。